

死亡又は精神若しくは身体の障害による奨学金返還免除に関する施行細則を次のように定める。

平成17年2月4日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

死亡又は精神若しくは身体の障害による貸与奨学金返還免除に関する施行細則

(趣旨)

第1条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の業務方法書（平成16年4月1日文科科学大臣認可。以下「業務方法書」という。）第25条及び第27条第1項並びに貸与奨学規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第16号。）第44条及び第45条の規定に基づく貸与奨学金の返還免除に関する取扱いについては、この施行細則の定めるところによる。

(返還免除の願い出)

第2条 貸与奨学規程第44条第2号イに規定する診断書は、機構で定める様式によるものとする。

2 貸与奨学規程第44条第2号ロに規定する返還できなくなった事情を証する書類とは、要返還者である本人（以下単に「本人」という。）の収入に関する証明書とする。ただし、当該証明書に記載の収入が一定額以上（給与所得者は年間収入金額が300万円（給与所得者以外は年間所得金額が200万円）を超える額）の場合は、収入に関する証明書に加えて、返還できない状況にあることを確認できる書類を要するものとする。

3 前項の返還できない状況にあることを確認できる書類は、機構で定める様式によるものとし、当該状況の報告者（本人、連帯保証人、保証人及び本人の親族を除く。）として、民生委員、公民館長、学校長、福祉事務局長、病院長（貸与奨学規程第44条第2号イの診断書の証明した者を除く。）、又は、精神保健福祉士、介護福祉士、社会福祉士、看護師などの医療若しくは福祉に関する国家資格を有する者の署名を要するものとする。

(返還免除の審査及び決定)

第3条 精神又は身体の障害による返還免除の願い出にかかる貸与奨学規程第45条に規定する審査において、障害の程度については、提出された診断書に基づき、機構が委嘱している医師の審査を経て決定する。

(返還免除の願い出にかかる特例措置)

第4条 貸与奨学生であった者が死亡し、相続人及び連帯保証人のいずれもが死亡又

は行方不明であるため、貸与奨学金返還免除願の提出が困難と認められるときは、機構がその事実を証する次の各号に定める証拠書類を整えることにより、貸与奨学金返還免除願が提出されたものとして事務を処理することができる。

- (1) 本人の死亡の事実を記載した戸籍抄本、個人事項証明書又は住民票等の公的証明書
 - (2) 相続人及び連帯保証人の死亡については、当該死亡の事実を記載した戸籍抄本、個人事項証明書又は住民票等の公的証明書
 - (3) 相続人及び連帯保証人の行方不明については、旧居住地役場又は関係先に対する照会の回答文書
- 2 機関保証制度加入者が死亡し、相続人が死亡又は行方不明であるため、貸与奨学金返還免除願の提出が困難と認められるときは、機構がその事実を証する次の各号に定める証拠書類を整えることにより、貸与奨学金返還免除願が提出されたものとして事務を処理することができる。
- (1) 本人の死亡の事実を記載した戸籍抄本、個人事項証明書又は住民票等の公的証明書
 - (2) 相続人の死亡については、当該死亡の事実を記載した戸籍抄本、個人事項証明書又は住民票等の公的証明書
 - (3) 相続人の行方不明については、旧居住地役場又は関係先に対する照会の回答文書
- 3 前2項において、相続人が特定できない場合は、本人及び連帯保証人に係る証明書（機関保証制度加入者においては本人に係る証明書）により、貸与奨学金返還免除願が提出されたものとして事務を処理することができる。
- 4 第1項第1号、第2項第1号及び前項に規定する本人に係る各書類は、個人番号を提出済みの者にあつては、機構が当該個人番号を利用して地方公共団体情報システム機構から取得する当該者の本人確認情報に代えることができる。
(延滞額の取扱)

第5条 返還免除を願い出た返還未済額のうち、死亡又は精神若しくは身体の障害により、返還することができなくなった事由が発生したときまでに返還を延滞した額は、これを免除しない。ただし、機構が真にやむを得ない事由があると認めたときは、延滞金も含めこれを免除することができる。

- 2 延滞額は、本人と奨学金貸与契約を締結したときの最長返還期間による年賦額を基準として計算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成17年2月4日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
(死亡・心身障害に関する奨学金返還免除規則の廃止)
- 2 死亡・心身障害に関する奨学金返還免除規則（昭和30年4月1日達第224号。以下「旧細則」という。）は、廃止する。
(旧細則の廃止に伴う経過措置)

- 3 前項の規定の施行前に、平成17年規程第2号による改正前の奨学規程附則第6条によりなお効力を有することとされる旧細則の規定により行われた処分、手続その他の行為は、この細則中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(業務の特例に関する経過措置)

- 4 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）附則第14条第1項の規定により機構が行う業務については、旧細則は、第2項の施行後もなお効力を有するものとする。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成27年細則第14号）

この細則は、平成28年2月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成29年細則第9号）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年細則第6号）

この細則は、平成30年5月11日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年細則第24号）

この細則は、令和2年12月1日から施行する。